

宿泊約款

第 1 条（適用範囲）

1. 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項は、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条（宿泊契約の申込み）

1. 当施設に宿泊契約の申し込みをする者は、次の事項を当施設に申し出て頂きます。
 - (1) 宿泊者名及び電話番号（又は携帯電話番号）
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（「基本宿泊料金及び消費税」を指します。なお、基本宿泊料金は別表第 1 の料金表による。）
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項（2）の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第 3 条（宿泊契約の成立及び宿泊料金とその支払い等）

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾した際に成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
3. 第 1 項の規定により宿泊契約が成立した時は、前項の宿泊料金等を、当施設が指定する日時までに、前払いでお支払い頂きます。宿泊料金等の支払方法は、当施設が別途指定する方法に従うものとします。
4. 前項の宿泊料金は、第 5 条及び第 15 条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、返還します。
5. 第 2 項の宿泊料金等を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払い頂けない場合は、当施設は、宿泊者に何らの通知をすることなく、直ちに宿泊契約を取り消すことができるものとします。
6. 当施設が宿泊客に客室を提供し使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合、宿泊料金は全額申し受けるものとし、第 3 項の前払宿泊料等は返還いたしません。

第 4 条（宿泊契約締結の拒否）

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。

- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
- (5) 宿泊しようとする者が、当施設の近隣住民や近隣他施設のお客様に著しい迷惑を及ぼす行動や言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、宿泊施設もしくは施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 滋賀県旅館業法施行条例第 5 条の規定する場合に該当するとき。

第 5 条（宿泊客の契約解除権）

- 1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第 1 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 10 時（事前に到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても、第 7 条 1 項の受付場所に到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第 6 条（当施設の契約解除権）

- 1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除する事があります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為を認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 不当なクレーム等、宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させる事ができないとき。
 - (5) 滋賀県旅館業法施行条例第 5 条の規定する場合に該当するとき。
 - (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
 - (7) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(8) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。

ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。

2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

第 7 条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当施設が指定する受付場所において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所、電話番号（又は携帯電話番号）及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2. 当施設が必要であると認めるときは、宿泊客は、前項（1）または（2）を証する公的機関が発行する身分証明書（パスポート、運転免許証または健康保険証等）のコピーを提出して頂きます。

3. 当施設が必要であると認めるときは、宿泊客は、旅行小切手、宿泊券またはクレジットカードに関する情報をあらかじめ登録して頂きます。

第 8 条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、当日午後 3 時から翌朝午前 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過 3 時間までは、室料金の 3 分の 1
- (2) 超過 6 時間までは、室料金の 2 分の 1
- (3) 超過 6 時間以上は、室料金の全額

第 9 条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 10 条（プール・サウナの利用可能時間）

1. 当施設内において併設されておりますプール、サウナの利用可能時間は午前 7 時から午後 9 時までとし、利用可能時間外のプール、サウナの利用はご遠慮ください。また、

当施設は、プール、サウナ利用時において時間外も含み当施設に帰すべき事由のあるとき以外の一切の責任を負いません。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。
3. プール、サウナの利用にあたっては、本条に定める他、当施設が別途施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条（当施設の責任）

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は、消防機関から防火基準点検済証を受領しておりますが、万一の事故等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。
3. 宿泊中に予期せぬ、またはメンテナンスに伴う停電、断水、ガスの供給停止等があった場合でも、当施設は一切の責任を負いません。

第 12 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り類似の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定に関わらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、当施設における一泊分の宿泊料金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、当施設が責任を負う損害賠償額は、当該補償料を上限とします。
3. 前項の規定にかかわらず、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、当施設は、補償料を支払いません。

第 13 条（寄託物等の取扱い）

1. 当施設は、宿泊客の物品をお預かりするサービスを行っておりません。
2. 宿泊客が、当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品について、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、5 万円を限度として当施設はその損害を賠償します。
3. 前項の責任は、当施設において、当施設の故意又は過失による損害が生じたことが確認できた場合に生じるものであり、これらが確認できない場合は、いかなる理由があっても当施設は責任を負いません。

第 14 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡を

するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合は、貴重品については発見日を含め 7 日以内に最寄の警察署に届け、その他の物品については 1 ヶ月経過後処分いたします。ただし飲食物・たばこ・雑誌等は即日処分します。

2. 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準じるものとします。

第 15 条（宿泊客の責任）

1. 宿泊客の故意又は過失により当施設、当施設の従業員、当施設のオーナーまたは第三者が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設らに対し、その損害を賠償して頂きます。
2. 宿泊客によるこの約款もしくは利用規則に違反する行為及びその他宿泊客の責に帰すべき事由により、当施設が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、当該宿泊客に当ホテルが被った損害を賠償して頂きます。

第 16 条（駐車場の責任）

お客様が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、当ホテルは駐車場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。但し、当ホテルの駐車場内においてお客様に生じた車両の滅失、毀損等の損害について、当ホテルの責に帰すべき事由のあるときは、それが故意又は重過失である場合を除き、5 万円を限度としてその損害を賠償します。

第 17 条（約款の改定）

この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。

以上

別表第 1

宿泊料金の算定方法（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 1 2 条第 1 項関係）

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料 ②サービス料（①×10%）
	追加料金	③飲食代（又は追加料金）及びその他の利用料金 ④サービス料（③×10%）
	税金	⑤消費税（地元消費税を含む）

（注）

1. 税法が改正された場合は、その改正された規程によるものとします。
2. その他の利用料金が発生した場合にはチェックアウトの際にお支払いを申し受けます。

違約金(第 5 条第 2 項関係)1～6 名のご予約の場合

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	3 日前	7 日前
違約金の比率	100%	100%	100%	50%	50%

(注)

- 01. 違約金の比率は、基本宿泊料に対するものです。
- 02. 宿泊日数が短縮した場合は、短縮日数分の違約金を収受します。
- 03. インターネット予約で、宿泊プランにキャンセルポリシーが設定されている場合は、そちらが優先されます。